

令和5年 第1回
組合議会臨時会会議録

開会 令和5年3月30日
閉会 令和5年3月30日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和5年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録

- 招集年月日 令和5年3月30日
- 招集の場所 常総環境センター啓発棟・二階大会議室
- 開会（開議） 午前10時32分
- 出席議員（11名）

1番 倉持 守君	2番 小林 剛君
3番 中村 博美君	4番 関戸 勇君
5番 入江 洋一君	7番 寺田 文彦君
8番 長谷川 信市君	9番 伯耆田 富夫君
10番 高木 寛房君	11番 今川 英明君
12番 豊島 葵君	
- 欠席議員（1名）

6番 赤羽 直一君

- 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

管理者	松丸 修久君
事務局長	山中 毅君
事務局次長	瀬崎 香代君
管理課長	酒井 義男君
管理課長補佐	枝川 温君
消防長	岡野 智行君
消防次長	仲林 幸一郎君
- 職務のため出席した者
片野 芳弘、小田川 隆大

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議員提出議案第1号 常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例について
追加日程第1 議案第4号 常総地方広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について
-

開 会 午前10時32分

○議長（中村博美君）それでは皆様、改めましておはようございます。本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

只今の出席議員は、11名で定足数に達しております。

よって、令和5年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会は、成立いたしました。これより開会いたします。

本日の議事日程は、会議規則第8条の規定により議事日程を定め、お手元に配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、議案等説明のため、議場に出席を求めた者の職名を申し上げます。

管理者、事務局長、事務局次長、管理課長、管理課長補佐、消防長、消防次長、以上の者です。

これより議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中村博美君）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第42条の規定により、1番 倉持守君、2番 小林剛君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中村博美君）日程第2 会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。
よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議員提出議案第1号 常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例について

○議長（中村博美君）日程第3 議員提出議案第1号 常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番 伯耆田富夫君。

○9番（伯耆田富夫君）はい。9番伯耆田でございます。提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度については法律において全国的な共通ルールを規定することとなる一方、地方公共団体の議会についてはその規律の対象となっていないことから、独自に議会における個人情報の保護に関する制度を条例で定めるため、本条例を制定するものでございます。よろしくご審議のうえ、お諮りいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中村博美君）以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議員提出議案第1号 常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（中村博美君）お諮りいたします。

ただ今、議員提出議案が可決されました。これを受けまして常総地方広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、を日程に追加し議題にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村博美君) ご異議なしと認めます。

よって、常総地方広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。事務局より、追加日程及び追加議案を配付させます。

(追加日程及び追加議案配付 午前10時37分)

追加日程第1 議案第4号 常総地方広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

○議長(中村博美君) 追加日程第1 議案第4号 常総地方広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者(松丸修久君) はい、議案第4号の提案理由を申し上げます。

組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、当組合議会においても個人情報の開示決定等に係る不作為に対する審査請求があった場合に審査会への諮問を可能とするため改正するものでございます。よろしくご審議のうえ、ご決議のほどお願い申し上げます。

○議長(中村博美君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村博美君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村博美君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第4号 常総地方広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を

改正する条例については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（中村博美君）これにて、今期臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

以上で、令和5年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

常総地方広域市町村圏事務組合議会

議 長 中村 博美

議 員 倉持 守

議 員 小林 剛